

1999. 3. 19 改定
2000. 5. 19 改定
2002. 3. 15 改定
2004. 3. 17 改定
2005. 3. 18 改定
2011. 3. 23 改定

広州日本商工会会費規約

広州日本商工会会則第二十五条に規定する年会費は、下記の通りである。

1. 法人会費

(単位：人民元)

登録会員数	年会費
1	1 2 0 0
2	1 8 0 0
3	2 4 0 0
4	3 0 0 0
5	3 6 0 0
6	4 0 0 0
7名以上	1名当たり1000元追加

注：①会員は一分科会のみに参加するものとする。

②登録会員については、当地駐在員を原則とするが、各会員企業の実態に合わせて登録いただく。登録会員以外の方は、原則として商工会の諸活動には参加できない。

2. 個人会費 300元

3. 賛助会費 1200元

4. 会費は上記に該当する金額を所定の納入用紙に記入の上、原則として毎年3月から4月末迄の納入期間内に事務局へ納入すること、10月1日以降の入会については、所定年会費の半額を入会時に納入する。

5. 予測できなく発生した義援金や寄付金の要請に対し、役員の三分の二以上の決議により、必要に応じて、臨時会費または特別会費を徴収することができる。(上限額20万元)

6. 支途については総会に報告しなければならない。

年会費 一覽表

人数	金額
1	1,200
2	1,800
3	2,400
4	3,000
5	3,600
6	4,000
7	4,100
8	4,200
9	4,300
10	4,400
11	4,500
12	4,600
13	4,700
14	4,800
15	4,900
16	5,000
17	5,100
18	5,200
19	5,300
20	5,400
21	5,500
22	5,600
23	5,700
24	5,800
25	5,900

人数	金額
26	6,000
27	6,100
28	6,200
29	6,300
30	6,400
31	6,500
32	6,600
33	6,700
34	6,800
35	6,900
36	7,000
37	7,100
38	7,200
39	7,300
40	7,400
41	7,500
42	7,600
43	7,700
44	7,800
45	7,900
46	8,000
47	8,100
48	8,200
49	8,300
50	8,400

人数	金額
51	8,500
52	8,600
53	8,700
54	8,800
55	8,900
56	9,000
57	9,100
58	9,200
59	9,300
60	9,400
61	9,500
62	9,600
63	9,700
64	9,800
65	9,900
66	10,000
67	10,100
68	10,200
69	10,300
70	10,400
71	10,500
72	10,600
73	10,700
74	10,800
75	10,900